

2022年度 知的財産翻訳検定試験 1級合格にあたり

～ 特許翻訳・知財翻訳・機械翻訳 ～

第33回 知的財産翻訳検定試験<第16回英文和訳> 1級「機械工学」合格者
 第34回 知的財産翻訳検定試験<第18回和文英訳> 1級「機械工学」合格者
 第35回 知的財産翻訳検定<第17回英文和訳> 1級「知財法務実務」合格者

園田・小林知財サービス(株) 翻訳部部长 長友 陽子

1. 「知財法務実務」受験の動機

まずは今回の受験のきっかけについて書きたいと思います。ありがたいことに、機械工学(和訳)1級および機械工学(英訳)1級につづき知財法務実務(和訳)1級にも合格をいただくことができました。毎回「骨のある」問題が出題されますため、「今年はどう来たか!」という驚きも楽しみのひとつとなっています。そんな好奇心が「事務所の翻訳部長の立場で不合格となるときまりが悪い」という消極的な気持ちを上回り、連続して受験させていただいています。

振り返れば、異業種から転職した私が現在の事務所で知財翻訳に携わってきたのは、以下のような順序においてでした。

1. 事務所に入所する前の修業時代：海外出願人による英文特許明細書の部分的な和訳(翻訳会社の通信課題)
2. 事務所で翻訳者として：海外出願人による英文特許明細書の全文和訳(実際の出願)
3. 事務所で管理者として：上記明細書が審査されて出たオフィス・アクションの英訳、および日本出願人による特許明細書の英訳

上記1および2までは、技術的な内容について調べることにチャレンジを感じ「これこそ特許翻訳の醍醐味」と思っており、「技術」に加えて特許翻訳のもう1つの柱である「法律」については正直に申しますと苦手意識を持っていました。大学入試では法学部を志望する意思はひとかけらもありませんでしたし、入学後も専門は「演劇・映像」でしたから「法律って堅苦しいし融通きかないし、自分の性質とは対極にあるしできれば関わりたくない」とまで思っていました。それゆえ、「言語」「技術」「法律」

という特許翻訳三大要素のうち「法律」は私の中で影の薄いものでした。しかし上記3に至って、実際には法律が技術と同じかそれ以上に鍵を握っていることを、遅まきながらですが身をもって理解しました。また、以下のような考えも浮かびました。

“法律そのものには魅力を感じない自分でも、オフィス・アクションを読んだり海外の判例に触れたりすると、法律を運用する人間たちの考え方やその法律が成り立った経緯に興味深いと感じることは多い。考えてみれば、いわゆる「特許翻訳」に代表される出願段階の明細書という文書は一方。明細書は1つの発明を描写したもの(とそれに基づく権利書)で構成されており、書き手は審査官や競合をある程度は意識して書いているかもしれないものの、文体に直接それは現れていない。ところが権利化の段階になると審査官と出願人の間という明確な二方向となる。さらに権利行使の段階になると特許権者、相手方、特許庁/裁判所という3つの立場が絡んでくる。自分が以前やっていた芝居も、通常は2人以上の演者のやり取りを観客に見せるという図式になるため、表現の方向性としては出願段階よりも権利化や権利行使段階に似ていると言える。明細書が中心で単方向の「特許翻訳」に対し、三者以上の思惑が交錯する「知財翻訳」…”

といったことに思いを馳せつつ「知財法務実務」の受験申し込みを済ませた、というのが今回の挑戦の経緯です。日常業務に忙殺されるうち時が矢のように過ぎ、あっという間に試験当日となりました。

2. 機械翻訳、使う?

当所では日々の業務において、機械翻訳の使用は適切である限り推奨しています。ただこの試験で使うかどうかは実際に問題を見てから判断しようと考

えていました。

問題に向き合い、機械翻訳を下訳に使うのはやめたほうが良さそうだと思います。問1の冒頭に、「CAFCの判決文」とあります。判決文というと、少なくとも以下の情報が背景として必要になります。

1. 出願人／審判部／裁判所という三者が登場
2. 三者それぞれの主張や見解
3. 争点(この場合はPBPクレーム)についての知識

背景情報を考慮せず機械的に言語を置き換えてできあがる訳文は、演劇でいうセリフの棒読みに等しくなります。対話によって進行する演劇において無表情でセリフを棒読みされると、観客は理解に苦しみ始めます(俳優にあえてそう演技をさせて異化効果を狙うという演出もあります)。そこで、身体を使う演劇では非言語の伝達手段が欠かせません。言葉をフラットに並べただけではセリフの要点や人物の感情が伝わりませんので、抑揚・表情・しぐさを付加するのが常套です。

機械翻訳にかけた文章は、演劇での抑揚・表情・しぐさのないフラットなセリフ棒読みに似たものがあります。必要な言葉は過不足なく並んでいるはずなのに主旨が伝わらず、要点がずれているか誤っていると感じられる出力です。人は多くの場合、文章を読むと頭の中で再生する「声」が聞こえると思いますので、特にひと昔前の機械翻訳の出力は、マイクロソフト Word の校閲機能のひとつである「音声読み上げ」に例えることができます。この機能では、文法上の強調語や接続詞はちょっと抑揚をつけて再生されるようになっていたものの、文脈によってしか判別できない特定の単語や句が要点である場合は、そこが要点であることをソフトウェアが認識できるはずもなく、抑揚がなくなるか見当違いな箇所に抑揚がつかます。これに抱く違和感が機械翻訳の出力における違和感や不適切性に似たものであると考えることができます。

ところが厄介なことに、現在の機械翻訳はよくできていて一見それらしい出力が出てくるため、誤った訳でも気づきにくいという難点があります。ほんやりしていると騙されてしまうということであり、これは試験では落とし穴にみずから落ちに行くようなものできわめて危険です。よって、今回の試験の

問1では機械翻訳は「下訳」ではなく全体の把握に使うことにしました。まずは対象外の箇所も含めて全文を機械にかけ、どうせ誤りが含まれているだろうという性悪説のもとで読みつつ、全体として何が書かれているかを理解しました。機械は何しろ一瞬で翻訳してくれますのでその点ではとても便利で頼もしく感じました。その後一文ずつ手で翻訳していききました。

問2は、NFT やスマートコントラクトなど私にはまったく予備知識のない技術分野の契約書でした。しかし問1が比較的スムーズに進み時間に余裕があったので、キーワードをもとに基本事項を調べ、詳しくは分からないけれど面白い技術だなと感じポジティブな気持ちで取り組むことができました。契約書は一言一句細部まで注意を払う必要がありますから、気まぐれのように抜けたり端折ったりしてしまう機械翻訳があてにならないことは分かっていました。しかし、契約書の文脈で通常この単語はこう訳するのが常套だろうか? という「検証」「裏取り」に使うことはできました(契約書翻訳専門の辞書やウェブサイト等にもあたったことは言うまでもありません)。

3. 人間の翻訳者に求められる資質とは?

紙ベースで書類を授受していた時代と異なり、デジタル化されたことによりたくさんの単語を一括で置き換えたり過去の訳文をワンクリックでコピー＆ペーストできたりするようになりました。そんな今、人間の翻訳者に求められる資質とはなんのでしょうか。今回の知財翻訳検定の講評にも述べられていましたが、字面を追うのではなく原文咀嚼するという点、そしてそれをターゲット言語で的確に表現する能力、これに尽きるでしょう。原文咀嚼には背景情報が欠かせません。背景情報や知識を土台としたうえで、原文を読んで翻訳する。背景があってはじめて前景が意味を持つ。そう考えると、1つのシーンが独立して存在するのではなく物語の大きな流れの中で訳があぶり出しのように浮かびあがってくる、翻訳ジャンルでいえば映像翻訳にも似たダイナミズムを感じることができます。このあぶり出しに「技術」と「法律」という複数の要素が加わるため、一筋縄ではいかないまるで多色刷りのような鮮やかな

色合いが知財翻訳の魅力といえるでしょう。これから翻訳者を目指そうという方で「特許翻訳は地味でつまらなそう、映像翻訳がやりたい！」とお思いの方には是非お伝えしたいメッセージです。

このように、背景を考慮することの多い知財翻訳には、文法などの規則に立脚したルールベースの機械翻訳よりも、現在有望とされているニューラル機械翻訳のほうが、過去の蓄積に基づいているという意味において親和性が高いのかもしれませんが。機械翻訳における過去の蓄積とは、人間が言語規則をどう扱ってきたか（従ったり、破ったり、無視したりしてきたか）の蓄積であるといえます。先ほども書きましたように、ルールそのものよりもルールの運用のしかたに人間らしさが垣間見え、法律そのものに苦手意識があった私でも、否だからこそ、そこに面白さを感じることができるのかもしれませんが。しつこいようですがこの点も、「法律系の翻訳は堅苦しくてつまらなそう、マーケティング翻訳がやりたい！」とお考えの方に是非お伝えしたいです。

やや話がずれましたが、そうすると、知財翻訳においては今のニューラル機械翻訳が案外使えるのではないかということになります。特に知財法務によくある、利害関係者の見解や主張を伝達する文章では、ルールベースの機械翻訳に似た「あてはめ」「置き換え」を手段とするいわゆる「上書き翻訳」のような機械的な処理では表現力が不足します。これはなにも感情移入し脚色するということではありません。知的財産権の取得や権利行使という日常生活からはかけ離れた緊張感のある場において、それぞれの立場の見解や主張のポイントが、あくまで過不足なく読み手の脳内で再生されるように翻訳することです。しかも、演劇の戯曲や映画の脚本とは異なり、知財法務の文章はいわば高次の対話、すなわち逐次の対話ではない書面のやり取りによる対話、長文や複雑な文を含む言語的に容易ではない対話である点がチャレンジを大きくしています。

このように、翻訳の中では決してとっつきやすいほうではないけれど、機械翻訳を補助として利用できる一方で人間としての能力を要所で最大限に活かすことができるという、いわば人間冥利に尽きる仕事が知財翻訳であると実感しています。

4. 冷静と情熱のあいだの正確さ

ここで特許翻訳の代表選手たる出願明細書の翻訳に話を戻します。

対話では要点を伝えるには抑揚・表情・しぐさを付加するのが常套と書きましたが、本質的に一方向である出願段階の明細書ではそれは全然必要ないから機械的な処理で十分なのでしょうか？もちろん、明細書翻訳では、感情はもちろんのことある種の意図も排除しなければならないことが多いです。しかし、少なくとも文章の流れのなかで要点となるものを的確に表現する必要は常に存在します。発信側のメッセージを発信者の身になって伝達するのは当然ですが、同時に受信者の受け取り方にも想像を働かせることができるのが、良い翻訳者の資質だと思っています。

以下は私が実際に遭遇した例です。特許・知財翻訳における機械翻訳の使いかた、人間翻訳者の役割、そしてその面白さについて考える格好の事例かと思えます（問題の箇所は実例のままとしつつ、それ以外の箇所は例示のために一部表現を変更しています）。こちらを提示して本稿の締めとさせていただきます。最後までお読みいただきありがとうございます。

原文（実施例の記載）：

Preheating the cleaning agent in the nozzle before introducing the agent reduces decomposition of the agent upon contact with the substrate, and reduces the amount of agent used for effective cleaning.

機械翻訳 D 君の訳：

洗浄剤を導入する前にノズル内を予熱することで、基板との接触による洗浄剤の分解を抑え、洗浄効果の高い薬剤の使用量を削減することができます。

人間：

「“洗浄効果の高い薬剤の使用量を削減することができます” …何かがおかしい…？」

さて、皆さんの心の声でどのような訳が脳内再生されるのでしょうか。